

平成十七年二月四日受領
答弁第一〇号

内閣衆質一六二第一〇号

平成十七年二月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員中根康浩君提出社会保険庁改革に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中根康浩君提出社会保険庁改革に関する質問に対する答弁書

(1) 及び (2) について

社会保険庁においては、同庁の業務の抜本的改革を行うため社会保険庁改革推進本部を設置し、民間の発想や感覚を導入して改革を進める趣旨から、同本部に、経済界の協力を得て、システム改革、サービス向上改革等の改革の課題ごとに、プロジェクトリーダー、サブリーダー、シニアスペシャリスト等の非常勤職員を置いている。このうち、サブリーダーについては、社会保険庁改革推進本部設置規程（平成十六年八月十一日社会保険庁長官伺い定め。）第四条第四項において、「サブリーダーは、改革プロジェクトにおいて、プロジェクトリーダーを補佐する。」と定め、また、シニアスペシャリストについては、同条第五項において、「シニアスペシャリストは、プロジェクトリーダーの指示の下に、現行の社会保険オンラインシステムに係るプログラムの分析等の業務を行い、同システムの最適化計画策定及び仕様書策定には関与しない。」と定めている。

御指摘のサービス向上改革担当のサブリーダーは、社会保険庁と取引関係のある企業の出身者であるが、データの分析業務に精通しており、担当する業務は国民のニーズに応じたサービスの向上方策の検討につ

いて、その分析能力をいかしてプロジェクトリーダーの補佐を行うことであり、社会保険庁の契約発注の事務を担当しないこと等から、当該業務を担当する者として適切であると考えている。

また、御指摘の二名のシニアスペシャリストは、社会保険庁と取引関係のある企業の出身者であるが、社会保険オンラインシステムに係るプログラムに精通しており、その担当する業務は現行の社会保険オンラインシステムのプログラムの分析等に限定され、社会保険庁の契約発注の事務を担当しないこと等から、当該業務を担当する者として適切であると考えている。